

厚生労働省発障 0417 第 1 号
平成 30 年 4 月 17 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

障害者総合福祉推進事業費の国庫補助について

標記については、平成 25 年 5 月 15 日厚生労働省発障 0515 第 10 号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者総合福祉推進事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、管内市町村(特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。)及び関係法人に対する周知につき配慮願いたい。